

緊急自動車手続きの流れ(指定申請)

① 警察署で構造等の審査

必要書類等

- 指定申請書 1通(余白に「審査で済み」記載入り)
- 申請する自動車(前後左右の写真1部でも可、用途別の塗色を施し、かつ、赤色の警光灯が備え付けられたもの)

- ・ 「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに運輸支局へ

② 運輸支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証に緊急自動車又はこの自動車は使用者の事業により特殊用途に該当である旨記載されます。)

③ 公安委員会(窓口は警察署)への指定申請

必要書類

- 指定申請書 2通(余白記載なし 2通)
- 記載事項変更後の車検証(写) 3通
- ナンバーの入った自動車前後の写真 2部

④ 警察署で指定証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書と指定証を引き替え
- ・ 受け取った指定証は申請車両に備え付けてください。

※緊急自動車として使用しないこととなったときは、速やかに指定証を申請した警察署に返納してください。